

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、常勤の理事を常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事の報酬月額は、別記2「監事の報酬」に定める額とおりとする。
- 5 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（旅費の特例）

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、宮崎市内に居住する役員及び評議員が宮崎市内で開催された理事会、評議員会、監事監査等に従事し、第4条に基づく報酬を受領した場合には、旅費は支給しない。

- 2 前条第2項により旅費を支給するときは、第4条第3項、第4項及び第5項に準じて1日当たり1万円の報酬を支給する。
ただし、第4条に基づく報酬と重ねては支給しない。

（報酬等の支給日）

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公 表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（第3者委員の報酬等）

第10条 本会の苦情相談実施要綱に基づく第3者委員等が、本会の要請に基づき職務を行った場合は、別記4により実費弁償を支払うものとする。

- 2 交通費の額が、実費弁償を超える場合は、その実費とする。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 足）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年5月30日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月 1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月 1日から施行する。

別記1	非常勤理事の報酬		
	理事会・評議員会出席の都度	1人一律	10,000円
別記2	監事の報酬		
	理事会・評議員会出席の都度	1人一律	10,000円
	監査の都度	1人一律	20,000円
別記3	評議員の報酬		
	評議員会出席の都度	1人一律	10,000円
別記4	第三者委員等の実費弁償		
	委員会等出席の都度	1人一律	3,000円